

平成29年8月24日

教育委員会定例会議案書

草津市教育委員会

付議事項

- 議第31号 平成28年度草津市歳入歳出決算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第32号 平成29年度草津市一般会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第33号 平成29年度草津市学校給食センター特別会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第34号 草津市立幼稚園条例等の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第35号 草津市立幼稚園規則の一部を改正する規則案
- 議第36号 草津市立図書館管理規則の一部を改正する規則案
- 議第37号 草津市図書館協議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

議第31号

平成28年度草津市歳入歳出決算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を
求めることについて

上記の議案を提出する。

平成29年8月24日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

平成 28 年度 会計 別 決 算 の 概 要

(単位：千円)

区 分 会 社 別	平 算 額			入 入			出 出			繰 入 繰 出 先 引 残 額 (C-F) (258,751) 632,648					
	当 初	補 正	計 (A)	繰 越 費 及 び 繰 越 損 益 控 繰 越 額	初 定 額 (B)	収 入 未 済 額 (B-C-D)	不 納 欠 損 額 (D)	予 算 額 に 対 する 収 入 増 減 の 増 減 額 (C-A)	当 初		補 正	計 (E)	支 出 額 (F)	累 年 度 繰 越 額 (G)	不 用 額 (E-F-C)
一 般 会 社	47,390,000	2,948,429	54,315,082	3,976,653	52,087,436	2,381,938	95,806	△ 4,715,390	47,390,000	2,948,429	54,315,082	48,987,044	3,722,671	1,625,367	
国民健康 保険事業	13,643,500	△ 87,367	13,556,133	0	14,405,441	13,667,364	160,960	111,231	13,643,500	△ 87,367	13,556,133	13,042,386	0	513,747	
財 産 区	55,600	110,767	166,367	0	162,873	162,873	0	△ 3,494	55,600	110,767	166,367	162,873	0	3,494	
特 別 学 校 給 食 セ ン タ ー 社 車 場	589,700	△ 314	589,386	0	579,017	578,263	0	754	589,700	△ 314	589,386	578,207	0	11,179	
会 社 事 業	129,100	△ 14,039	115,061	0	105,442	105,442	0	△ 9,619	129,100	△ 14,039	115,061	105,442	0	9,619	
社 介 護 保 險 事 業	7,164,400	145,340	7,309,740	0	7,293,997	7,256,266	9,714	△ 53,484	7,164,400	145,340	7,309,740	7,070,485	0	239,255	
社 介 護 保 險 事 業 後 期 高 齢 者 医 療	76,000	△ 6,696	69,304	0	67,523	67,523	0	△ 1,781	76,000	△ 6,696	69,304	67,523	0	1,781	
合 計	70,239,900	3,134,826	77,351,379	3,976,653	75,929,212	72,654,268	266,615	△ 4,697,111	70,239,900	3,134,826	77,351,379	71,201,891	3,722,671	2,426,817	

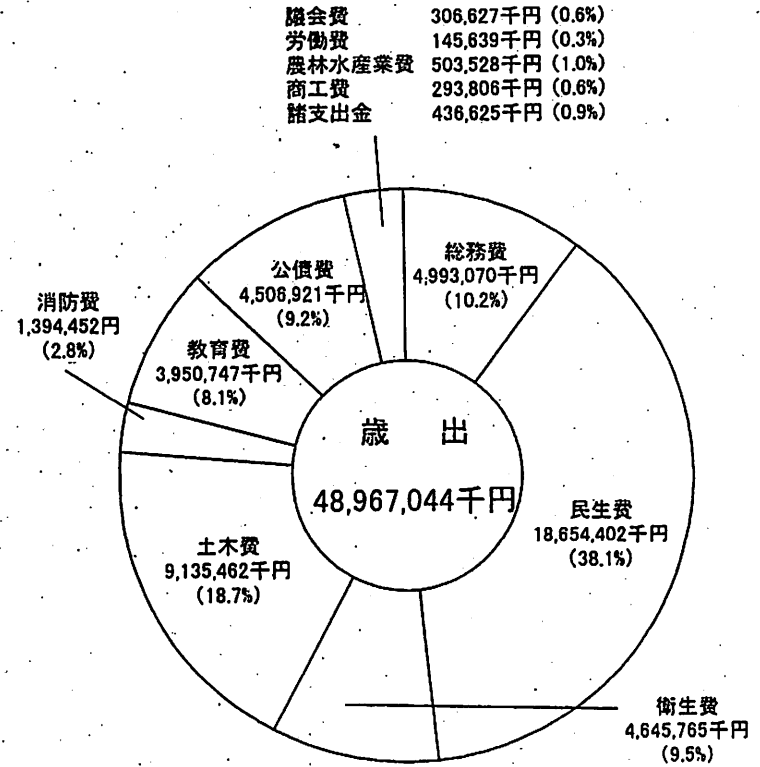
()内は繰越財源額

2. 歳出

(単位：千円・%)

款別	予算額 (C)	決算額		不用額 (C-D)	執行率 (D/C)
		(D)	構成比		
1. 議会費	313,558	306,627	0.6	6,931	97.8
2. 総務費	5,548,387	4,993,070	10.2	(36,781) 555,317	90.0
3. 民生費	19,306,011	18,654,402	38.1	(187,553) 651,609	96.6
4. 衛生費	5,908,992	4,645,765	9.5	(1,149,482) 1,263,227	78.6
5. 労働費	158,278	145,639	0.3	12,639	92.0
6. 農林水産業費	518,460	503,528	1.0	14,932	97.1
7. 商工費	308,843	293,806	0.6	15,037	95.1
8. 土木費	10,460,761	9,135,462	18.7	(1,157,306) 1,325,299	87.3
9. 消防費	1,408,854	1,394,452	2.8	14,402	99.0
10. 教育費	5,400,198	3,950,747	8.1	(1,191,549) 1,449,451	73.2
11. 公債費	4,510,217	4,506,921	9.2	3,296	99.9
12. 諸支出金	443,759	436,625	0.9	7,134	98.4
13. 予備費	28,764	0	0.0	28,764	0.0
合計	54,315,082	48,967,044	100.0	(3,722,671) 5,348,038	90.2

()内は翌年度繰越額



10 教育費		事業名	予算額 (千円)	決算額 (千円)	左の財源内訳	執行率
科	目 (千円)					
		教職員研修費 (学校教育課) (学校政策推進課) [教育]	164	96	96	58.5%
		生徒指導推進費 (学校教育課) [教育]	40,944	39,446	県 繰 上 1,000 38,224	96.3%
		体験学習推進費 (学校政策推進課) [教育]	3,662	3,455	県 3,455	94.3%
		管理運営指導費 (学校教育課) (学校政策推進課) [教育]	4,767	4,609	県 上 4,590	96.7%
		地域協働学校推進費 (生涯学習課) [教育]	7,991	7,872	県 繰 上 500 3,232	98.5%

事業の成果	施策評価に基づく	
	成果 達成度	施策番号
<p>教員の資質向上と本市教育の充実発展を目指して各種研修会を実施しました。その結果、学校経営の充実改善や教科等の指導力の向上を図ることができました。</p> <p>◆教職員研修費 96千円 ◇教科等部会別研修会 96千円</p>	○	3-01-②
<p>生徒指導上の問題解決に向けて、各中学校に生徒指導主事加配教員を2名配置しました。その結果、生徒指導主事が迅速に問題行動事案に対処することができ、関係機関との有用な連携を図ることができました。また、小学校2校にスクリーニング・ケアサポーターを配置しました。その結果、不登校児童が安心して別室登校をしたり、児童のアセスメントとプランニングに基づいた学習支援や生活支援を行うことができました。</p> <p>各学校で学校問題対策委員会を開催し、スーパーバイザーに参加していただき、アドバイスをいただきました。その結果、学校体制や児童生徒対応、保護者対応を迅速に進めることができました。また、草津市立いじめ問題調査委員会を開催しました。いじめの早期発見へのアドバイスや教育委員会としての体制づくりを助言いただき、草津市いじめ問題対策連絡協議会へとつなげ、各関係機関との連携を図ることができました。</p> <p>◆中学校生徒指導主事活動推進費 34,500千円 中学校市費負担教職員 12人 ◆生徒指導推進事務費 524千円 ◇いじめ防止対策推進費 524千円 ◆学校支援対策推進費 4,422千円 (前) ◇スクールソーシャルワーカー配属費 1,638千円 ◇スクリーニング・ケアサポーター派遣事業 423千円 ◇いじめ等問題行動対策アドバイザー派遣事業 1,405千円 ◇グレードアップ連絡会事業 956千円</p>	○	3-03-①
<p>体験学習を通じて豊かな心を培い、人間性や感受性の豊かな児童生徒の育成に努めました。その結果、中学生チャレンジウィーク事業では、生徒が働くことの尊さを実感し、自分の役割や将来の生き方について考えることができました。また、森林環境学習「やまのこ」事業では、児童が森林への理解と関心を深め、人と豊かにかかわる力を育むことができました。</p> <p>◆体験実践活動推進費 3,455千円 ◇中学生チャレンジウィーク事業費 1,020千円 ◇森林環境学習「やまのこ」事業費 2,435千円</p>	-	
<p>外国人児童生徒への教育相談などの充実に向けて取り組みました。その結果、外国人児童生徒に対する翻訳や通訳などの手厚い支援ができました。</p> <p>◆学校運営支援費 4,225千円 ◆外国人児童生徒教育支援費 384千円</p>	-	
<p>学校・家庭・地域が連携を図りながら、子どもと大人の学び合いによる地域学習社会を構築するための事業を委託実施しました。また、子どもの学びを地域が支援するしくみをさらに充実したものにするため、市内全小学校へ地域コーディネーターを配置し、地域資源や人材の発掘につなげました。その結果、コーディネーターのネットワークを生かし、地域ごとの特色のある、協働事業を展開することができました。</p> <p>◆地域協働学校推進費 7,872千円 ◇小学校地域協働学校推進事業(14小学校) 3,430千円 ◇中学校地域協働学校推進事業(6中学校) 1,500千円 ◇地域コーディネーター謝金(14小学校) 2,787千円</p>	○	4-01-③

10	科目	科目 (千円)	事業名	千算額 (千円)	決算額 (千円)	執行率	
						左の別内数	執行率
4	同和教育推進費 (千算額) 184,284 (決算額) 178,281	職員費 (職員費)	職員費	157,067	152,950	県	97.4%
			同和教育推進費 (学校教育費)	288	72	市	25.0%
5	教育研究開発費 (千算額) 31,710 (決算額) 30,439	同和教育推進費 (学校教育費)	同和教育推進費 (学校教育費)	26,929	25,259	県	93.0%
			教育研究開発費 (学校教育費)	31,710	30,439	市	96.0%
2	小学校費 (千算額) 308,499 (決算額) 246,013	小学校管理運営費 (教育総務費)	小学校管理運営費 (教育総務費)	47,514	45,244	期	95.2%
			小学校施設維持管理費 (教育総務費)	261,985	200,769	期	76.6%

事業の成果	実施詳細に添った	
	成果	実施番号
職員13人(127:13人) ◆一般職員費(同和教育推進費)	152,950千円	
同和教育の推進を奨励し、教育委員会の協賛および従来の児童解放の早い手となる青少年の育成に努めたため、修学奨励金の給付を行いました。平成28年度は最後の給付対象者が1名が卒業し、卒業生は1名でした。 ◆修学奨励金給付費 1人 72千円		
顕著な功績を挙げ、奨励を見放さず、賞状や表彰状を交付し、同和地区児童・生徒を中心とした自主活動事業の運営を実施した結果、児童・生徒の学習意欲の向上と学習習慣の定着、共に差別解消に向け取り組む仲間とのつながりづくりを進めることができました。 ◆高校生等入団教育活動費 174千円 ◆自主活動学級開設費 4,422千円 ◆同和教育推進推進事務費 20,083千円 ◆人材教育推進費 580千円 ◆本校研修・学びの磨きプロジェクト事業(県委託) 580千円		
青少年の不登校問題の解決のため、「やまびこ教育相談窓口」を設置しました。また、教育研究所に学校出席サポートチームを派遣し、小中学校からの相談に対し、同和地区内に向けた指導・助言を行いました。その結果、状況の改善が見られました。 ◆やまびこ教育相談窓口運営費 5,871千円 ◆学校出席サポートチーム運営費 2,184千円 ◆市内校間の教育課題に基づいて、基礎的研究を行いました。その結果、教育課題を解決する糸口が見つかることができました。 ◆県立図書館 216千円 ◆教育研究費 219千円 ◆教育研究所 13,597千円 ◆職員員の資質向上のため、スキルアップアドバイザーを派遣し、教職員の授業指導力の向上と有償を行いました。その結果、教員としての基礎的な技能を向上させることができました。延べ1,155名の参加者があり、96.5%の参加者が行動記録シートに記入しました。(H27:全10講座開催。延べ1,113名の参加者あり、96.5%の参加者が行動記録シートに記入しました。)(H27:全10講座開催。延べ1,113名の参加者あり、96.5%の参加者が行動記録シートに記入しました。) ◆やまびこ教育相談窓口運営費 5,871千円 ◆学校出席サポートチーム運営費 2,184千円 ◆市内校間の教育課題に基づいて、基礎的研究を行いました。その結果、教育課題を解決する糸口が見つかることができました。 ◆県立図書館 216千円 ◆教育研究費 219千円 ◆教育研究所 13,597千円 ◆職員員の資質向上のため、スキルアップアドバイザーを派遣し、教職員の授業指導力の向上と有償を行いました。その結果、教員としての基礎的な技能を向上させることができました。延べ1,155名の参加者があり、96.5%の参加者が行動記録シートに記入しました。(H27:全10講座開催。延べ1,113名の参加者あり、96.5%の参加者が行動記録シートに記入しました。)(H27:全10講座開催。延べ1,113名の参加者あり、96.5%の参加者が行動記録シートに記入しました。) ◆やまびこ教育相談窓口運営費 5,871千円 ◆学校出席サポートチーム運営費 2,184千円 ◆市内校間の教育課題に基づいて、基礎的研究を行いました。その結果、教育課題を解決する糸口が見つかることができました。 ◆県立図書館 216千円 ◆教育研究費 219千円 ◆教育研究所 13,597千円	3-03-09 3-03-10 3-01-02	
学校運営に必要な管理用商品、事務用品等を小学校に通学に提供した結果、良好な教育環境を確保することができました。 ◆小学校管理運営費 45,244千円 (小学校14校 児童数 7,818人/28年5月1日現在)		
施設(小学校1校)の通行手続管理システム構築工事を行った結果、教育環境の改善を図ることができました。 ◆小学校施設維持管理費 200,769千円 22,323千円 ◆施設維持費 38,192千円 ◆施設維持工事費 511千円 ◆施設維持工事費 131,422千円 ◆施設管理費 8,633千円 (H27:施設管理費3,400千円、建築費取集推進費委託料1,481千円、EV保守点検費2,439千円(他) 8,633千円) 交付金の採算的期間により工事の実施を平成29年度に繰越しました。 ◆施設第二小学校と同富東小学校の校舍棟非構造部材点検調査業務および築造業務を行いました。		

10	科目	種目	事業名	予算額 (千円)	決算額 (千円)	左の財源内訳		執行率
						国債	地方債	
3	学校施設費	中学校建設費 (予算額 1,022,705 決算額 344,489)	中学校建設費 (教育)	673,951	23,815	国債	23,000	3.5%
						地方債	815	
						繰越金	0	
4	幼稚園費	1 幼稚園費 (予算額 872,059 決算額 596,539)	職員費 (職員費)	370,031	349,737	国債	54,373	94.5%
						地方債	100,801	
						繰越金	165,500	
4	幼稚園費	2 幼稚園費 (予算額 596,539 決算額 244,887)	幼稚園建設費 (子ども)	257,341	18,500	国債	18,000	7.2%
						地方債	500	
						繰越金	0	
2	教育経費	1 教育経費 (予算額 117,472 決算額 112,429)	幼稚園運営費 (幼児園)	244,687	228,302	国債	166	93.3%
						地方債	15,315	
						繰越金	135	
2	教育経費	2 教育経費 (予算額 117,472 決算額 112,429)	幼稚園教育経費 (子ども)	117,472	112,429	国債	20,940	95.7%
						地方債	91,489	
						繰越金	0	

事業の成果	達成状況		達成率
	達成状況	達成率	
実行金の滞り滞りの関係で事業を繰越しましたが、次年度に実施する工事の完成設計業務を行いました。	15,391 千円	15,391 千円	-
◆ 中学校大規模改修費	15,391 千円	15,391 千円	-
◆ 中学校大規模改修工事実施設計業務 他	8,424 千円	8,424 千円	-
◆ 教育等整備費	8,424 千円	8,424 千円	-
(注) ◆ 高田中学校改修増築工事基本設計業務	320,674 千円	320,674 千円	0
◆ 中学校大規模改修費	320,674 千円	320,674 千円	0
◆ 新築中学校大規模改修2期工事			3 - 02 - ①
職員57人 (427.49人)	349,737 千円	349,737 千円	-
◆ 一般職員費 (幼稚園費)			-
幼稚園の園舎の完成設計業務を行いました。その結果、幼保一体化推進計画に基づく認定こども園の推進に向けた取り組みができました。	18,500 千円	18,500 千円	-
◆ 国庫補助費	18,500 千円	18,500 千円	-
○ 仮称) 認定こども園整備事業実施設計業務			-
認定こども園に移行するため、志津幼稚園の完成設計業務を行いました。			-
実施設計業務に基づく建築工事については平成29年度に契約し、整備を行います。			-
公立幼稚園・認定こども園の運営や経営管理等を行うことにより、教育環境の向上を図りました。その結果、健全な教育環境を確保できました。	157,859 千円	157,859 千円	-
◆ 幼稚園・認定こども園運営費	157,859 千円	157,859 千円	-
◆ 幼稚園長や臨時教員等を配置しました。	35,903 千円	35,903 千円	0
◆ 幼稚園・認定こども園管理運営費	35,903 千円	35,903 千円	0
幼稚園9園、幼稚園指定こども園1園 園児数 818人/4月1日現在			-
(幼稚園9園、幼稚園指定こども園1園) 園児数 773人/4月1日現在			-
◆ 幼稚園・認定こども園指導員等	1,360 千円	1,360 千円	-
幼稚園・認定こども園指導員等の維持・管理を行いました。(127.7幼稚園10園 園児数 773人/4月1日現在)			-
◆ 幼稚園・認定こども園教員の専門性と資力の向上を図りました。	1,400 千円	1,400 千円	0
幼稚園・認定こども園ステップアップ推進費	1,400 千円	1,400 千円	0
◆ 特別支援教育推進費	6,149 千円	6,149 千円	-
各幼稚園・認定こども園が特色を活かした保育の充実を図りました。			-
◆ 特別支援教育推進費	6,149 千円	6,149 千円	-
特別支援教育推進費を配当しました。			-
◆ 幼稚園・認定こども園保育推進費	11,438 千円	11,438 千円	-
健康診断等の実施により、園児および職員の見守り体制の確保を図りました。			-
◆ 幼稚園・認定こども園保育推進費	11,438 千円	11,438 千円	-
健康診断等の実施により、園児および職員の見守り体制の確保を図りました。			-
◆ 子供の保育事業費	3,162 千円	3,162 千円	-
子育てと就労の両立を支援し、保育所の待機児童解消に努めました。			-
子育てと就労の両立を支援し、保育所の待機児童解消に努めました。			-
◆ 3歳児親子通園事業費	1,718 千円	1,718 千円	-
3歳児の親子が定期的に保育体験ができる親子通園を2か園で実施しました。			-
◆ 3歳児親子通園事業費	1,718 千円	1,718 千円	-
3歳児の親子が定期的に保育体験ができる親子通園を2か園で実施しました。			-
◆ 数字前教育サポート事業費	530 千円	530 千円	-
心理や保育の専門職(保育カウンセラー、スーパーバイザー)を活用して、			-
保育環境の質的向上に努めました。			-
◆ 認定こども園給食事業費	8,783 千円	8,783 千円	-
認定こども園給食事業費	8,783 千円	8,783 千円	-
市内私立幼稚園に対し幼稚園教育の取組および充実を図るための補助を行うとともに、保護者に対して補助することにより、保育料の負担の軽減に努めました。その結果、健全な教育環境を確保することができました。	2,940 千円	2,940 千円	-
◆ 私立幼稚園園舎推進費	2,940 千円	2,940 千円	-
○ 私立幼稚園園舎推進費	2,940 千円	2,940 千円	-
◆ 私立幼稚園園舎推進費	109,311 千円	109,311 千円	0
○ 私立幼稚園園舎推進費	109,311 千円	109,311 千円	0
◆ 私立幼稚園園舎推進費	505 人	505 人 (427.504人)	-
○ 私立幼稚園園舎推進費	505 人	505 人 (427.504人)	-
◆ 私立幼稚園園舎推進費	603 人	603 人 (427.376人 対象+5歳児)	-
○ 私立幼稚園園舎推進費	603 人	603 人 (427.376人 対象+5歳児)	-
◆ 私立幼稚園園舎推進費	1日休体1名	1日休体1名	-
○ 私立幼稚園園舎推進費	1日休体1名	1日休体1名	-

10 教育費	科目 (千円)	事業名	予算額 (千円)	決算額 (千円)	執行率	
					左の財源内訳	執行率
		文化施設管理費 (生涯学習課) [教育]	147,007	145,739	使 14,934 県 40,000 市 399 一 90,406	99.1%
	2 社会同和教育費 (予算額 15,114 決算額 13,133)	社会同和教育研究大会 等開催費 (人権センター) [総合]	795	777	777	97.1%
		社会同和教育推進費 (人権センター) [総合]	9,615	8,390	給 637 一 7,753	87.3%
		社会同和教育推進費 (学芸教育課) [教育]	956	749	一 749	78.3%
		社会同教育関係団体活動 開催費 (人権センター) [総合]	691	497	一 497	71.9%

事業の成果	達成率	達成底	達成底	
			達成率	達成底
市民の文化の向上と芸術の振興を図るため、各文化施設を指定管理に引き継ぎました。その結果、市民による多様な文化芸術活動を推進し、多くの市民に文化芸術に触れていただく機会を確保することができました。 ◆レオホール管理運営費 108,630 千円 97,829 千円 ◆施設メンテナンス管理費 (利用日数197日(前年度比較307日) (H27:利用日数191日(前年度比較309日))) 38,490 千円 32,033 千円 ◆施設メンテナンス管理費 (利用日数198日(前年度比較306日) (H27:利用日数153日(前年度比較307日))) 4,456 千円 619 千円 ◆三ツ池計画予定管理用地の草刈業務 619 千円 619 千円	-	0	5-01-02	
同和問題をめざす人権問題の解決と人権意識の高揚のために、関係団体等で実行委員会を組織して、女性のつどいや青年委員会を開催し、その結果、市民への啓発を図ることができました。 ◆女性委員会開催費 382 千円 参加者322人(H27:303人) ◆実行委員会による発表、台本 415 千円 参加者297人(H27:259人) ◆青年委員会開催費 第33回高津市青年委員会(池田町・人権センター) 参加者297人(H27:259人)	0	0	1-01-01	
生活主体の働きかけを推進するため、市同和教育推進協議会や学区まちづくり協議会等の活動の支援を市民に呼びかけ、関係団体との連携を推進し、市民の同和問題をはじめとする人権意識の高揚に努めました。その結果、町内会や同和問題市民連絡協議会を開催し、市民の同和問題をはじめとする人権意識の高揚に努めました。その結果、町内会や同和問題市民連絡協議会の市民への参加者は3,657人(H27:3,637人)でした。 ◆同和教育推進協議会活動費 1,002 千円 799 千円 ◆社会同和教育推進協議会の運営 人権・同和教育を推進する市民組織である高津市同和教育推進協議会の運営に努めました。 ◆社会同和教育推進者研修会費 458 千円 ◆町内学習協議会推進者研修会費 参加者485人(H27:497人) ◆町内学習協議会の推進者研修会開催費 251 千円 ◆同和問題市民連絡協議会 講座回数4回 参加者257人(H27:211人) ◆社会同和教育推進費 1,285 千円 928 千円 ◆学習資料「あまの」発行 ◆町内学習協議会や人権学習会の資料として作成し、全戸配布しました。 ◆(同和問題)の教材作成 100 千円 ◆人権・同和問題学習用DVD購入 257 千円 ◆社会同和教育推進者研修会費 5,315 千円 ◆同和問題市民連絡協議会の人権教育推進員の活用 4,914 千円 ◆人権・同和教育全般に関する研修会や人権教育を推進するため、同和教育専門員と人権教育推進員を雇用しました。 ◆各研究会参加費 79 千円 ◆人権センター関係の研修として、全国人権・同和教育研究大会等に参加しました。	-	-	-	
人権・同和教育研究大会等を開催し、市民の人権問題、同和問題の解決を図るための教育上の課題について研究発表を市民に広げ、人権・同和教育の一端の充実を図ることができました。 ◆人権・同和教育研究大会開催費 749 千円 ◆第48回高津市人権・同和教育研究大会 参加者1,204人 749 千円	0	0	1-01-01	
社会同教育関係団体(保幼小中PTA等)が自主的に行う人権・同和教育推進者研修会、研修会、研修資料作成)に参画して補助金を交付し、人権・同和教育に関する学習活動の支援を行いました。その結果、社会同教育関係団体の会員の人権意識の高揚に努めることができました。 ◆社会同教育関係団体活動補助費(2)団体 研修会等開催回数 497	-	-	-	

10 教育費		事業名	予算額 (千円)	決算額 (千円)	左の財源内訳		執行率
科目 (千円)							
		学校体育推進費 (スポーツ保健課) [教育]	7,684	7,115	—	7,115	92.6%
		学校保健推進費 (スポーツ保健課) (教育総務課) [教育]	49,196	46,938	—	46,938	95.4%
		学校安全推進費 (スポーツ保健課) [教育]	13,651	12,961	分 限 —	4,739 473 7,749	94.9%
		学校給食センター特別 会計繰出金 (スポーツ保健課) [教育]	233,441	226,360	—	226,360	97.0%
2 体育施設費 (予算額) 104,891 (決算額) 104,143		社会体育施設管理運営 費 (スポーツ保健課) [教育]	104,891	104,143	使 精 —	365 59 103,719	99.3%

事業の成果	施策計画に基づく																																					
	成果 達成度	施策番号																																				
<p>小学校および中学校における学校体育の充実に努めました。その結果、児童・生徒の健全な心身の育成を図ることができました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆中学校体育推進費 3,821 千円 (重) ◇中学校体力向上プロジェクト事業 1,200 千円 ◆小学校体育推進費 3,294 千円 (重) ◇小学校体力向上プロジェクト事業 878 千円 ◇ジュニアスポーツフェスティバルKUSATSU(参加児童1,300人) (H27:参加児童1,250人) 1,642 千円 	—																																					
<p>児童・生徒および教職員の健康の保持増進を図り、学校における保健管理に努めました。その結果、疾病の早期発見や生活習慣の改善、学校環境の向上を図ることができました。また、中学校給食の実施に向けて、本市に最も適した実施方式等について検討を行いました。その結果、草津市中学校給食実施基本計画を策定し、平成32年度からセンター方式により実施することに決定しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆校医等配置費 16,511 千円 内訳表 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>内科医</td> <td>43人(42)</td> <td>歯科医</td> <td>40人(40)</td> </tr> <tr> <td>専門医</td> <td>14人(13)</td> <td>薬剤師</td> <td>18人(18)</td> </tr> </table> ◆児童・生徒等健康診断費 12,668 千円 (児童・生徒の受診者:心電図3,778人、検尿11,300人) (教職員の受診者:健康診断819人、胃検診186人) ◆就学時健康診断費(受診者1,351人) 1,157 千円 ◆学校環境衛生管理費 1,212 千円 ◆学校保健推進事務費 12,768 千円 (重) ◇中学校給食導入検討費 4,626 千円 ◇中学校スクールランチ運営費 6,449 千円 ◆学校保健推進委員教諭配賦費 2,622 千円 	内科医	43人(42)	歯科医	40人(40)	専門医	14人(13)	薬剤師	18人(18)	—																													
内科医	43人(42)	歯科医	40人(40)																																			
専門医	14人(13)	薬剤師	18人(18)																																			
<p>小学校および中学校における安全な環境を整えとともに、学校管理下における負傷等に対する医療費等を給付しました。その結果、安全で安心な教育環境の整備を行うことができました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆日本スポーツ振興センター負担金(償還費等給付1,483件) (H27:1,476件) 10,439 千円 ◆通学路対策費(防犯ブザー配布数1,405個) (H27:1,500個) 1,072 千円 ◆地域ぐるみの学校安全推進費(講座等参加者4,518人) (H27:3,949人) 644 千円 ◆児童・生徒安全対策費 324 千円 ◆学校災害賠償補償保険料 482 千円 	—	3-03-②																																				
<p>学校給食センター特別会計へ繰り出しました。その結果、安定した学校給食の運営を行うことができました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆学校給食センター特別会計繰出金 226,360 千円 	—																																					
<p>社会体育施設の管理運営を合同会社草津市スポーツ振興事業体に委託し、適正な運営に努めるとともに、施設設備の改善を図りました。その結果、安全で安心な施設管理を行うことができました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆社会体育施設管理運営費 104,143 千円 <ul style="list-style-type: none"> ◇常盤東健康広場改修工事設計業務 1,674 千円 ◇常盤東健康広場改修工事 6,318 千円 ◇武道館武道場床補修工事 2,700 千円 ◇ふれあい体育館外壁改修工事 9,407 千円 ◇社会体育施設指定管理料 73,714 千円 ◇野村運動公園賃借料 6,344 千円 ◇三ツ池運動公園の維持管理費 486 千円 ◇健康広場の維持管理費 321 千円 <p>(社会体育施設の利用実績)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>利用者</td> <td>総合体育館</td> <td>100,170 人</td> <td>(H27:127,851人)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市民体育館</td> <td>52,262 人</td> <td>(H27:75,162人)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ふれあい体育館</td> <td>19,874 人</td> <td>(H27:19,608人)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>野村グラウンド</td> <td>71,654 人</td> <td>(H27:242,652人)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>野村テニスコート</td> <td>18,777 人</td> <td>(H27:20,994人)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ふれあい運動場</td> <td>23,880 人</td> <td>(H27:35,563人)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>武道館</td> <td>39,279 人</td> <td>(H27:40,938人)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>三ツ池運動公園</td> <td>22,624 人</td> <td>(H27:22,340人)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>348,520 人</td> <td>(H27:605,082人)</td> </tr> </table> <p>※H27に廃止した志津運動公園19,974人を含む。</p>	利用者	総合体育館	100,170 人	(H27:127,851人)		市民体育館	52,262 人	(H27:75,162人)		ふれあい体育館	19,874 人	(H27:19,608人)		野村グラウンド	71,654 人	(H27:242,652人)		野村テニスコート	18,777 人	(H27:20,994人)		ふれあい運動場	23,880 人	(H27:35,563人)		武道館	39,279 人	(H27:40,938人)		三ツ池運動公園	22,624 人	(H27:22,340人)		計	348,520 人	(H27:605,082人)	○	4-02-②
利用者	総合体育館	100,170 人	(H27:127,851人)																																			
	市民体育館	52,262 人	(H27:75,162人)																																			
	ふれあい体育館	19,874 人	(H27:19,608人)																																			
	野村グラウンド	71,654 人	(H27:242,652人)																																			
	野村テニスコート	18,777 人	(H27:20,994人)																																			
	ふれあい運動場	23,880 人	(H27:35,563人)																																			
	武道館	39,279 人	(H27:40,938人)																																			
	三ツ池運動公園	22,624 人	(H27:22,340人)																																			
	計	348,520 人	(H27:605,082人)																																			

議第 3 2 号

平成 2 9 年度草津市一般会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を
求めることについて

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 8 月 2 4 日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

平成29年度草津市補正予算

◎新規事業 ○拡大・見直し事業

(単位:千円)

(一般会計)

所管課	項	目	事務事業名	現計予算額	補正予算額	左の財源内訳	説明
生涯学習課	社会教育費	社会教育総務費	文化施設管理費	4,174	1,450	(一) 1,450	○草津クリアホールの利用料金制導入に伴い、平成28年度中に市に納付された施設使用料のうち、指定管理者へ支払う平成29年度分の施設使用料金が、見込んでいた当初予算額を上回ったため、不足額を要求する。
			文化ホール管理運営費				

議第33号

平成29年度草津市学校給食センター特別会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成29年8月24日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

平成29年9月補正予算(案)

債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
給食センター管理運営費(学校給食調理・洗浄等業務委託)	平成29年度から 平成34年度まで	782,100

議第34号

草津市立幼稚園条例等の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつ
き議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成29年8月24日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市立幼稚園条例等の一部を改正する条例

(草津市立幼稚園条例の一部改正)

第1条 草津市立幼稚園条例(昭和30年草津市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条の表草津市立中央幼稚園の項および草津市立大路幼稚園の項を削る。

第4条第1項中「(以下「幼稚園」という。)」を削る。

第10条第1項中「470人」を「410人」に、「540人」を「470人」に改める。

第11条の表中央幼稚園の項および大路幼稚園の項を削る。

(草津市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正)

第2条 草津市立幼保連携型認定こども園条例(平成27年草津市条例第34号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

草津市立草津中央おひさまこども園	草津市草津三丁目13番10号	200人
------------------	----------------	------

(草津市保育所設置条例の一部改正)

第3条 草津市保育所設置条例(昭和46年草津市条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表草津市立草津保育所の項および草津市立第六保育所の項を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条中草津市立幼稚園条例第4条第1項の改正規定および付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 草津市立中央幼稚園に入園し、または草津市立草津保育所に入所していた子どもが、施行の日以後、引き続いて草津市立草津中央おひさまこども園に入園する場合における第2条の規定による改正後の草津市立幼保連携型認定こども園条例(以下「新条例」という。)の適用については、当該子どもについて新条例第5条第1項の規定に基づく草津市立草津中央おひさまこども園の入園の許可があったものとみなす。

(準備行為)

- 3 新条例の規定による草津市立草津中央おひさまこども園への入園の申込みおよびこれに対する許可の手続きその他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

草津市立幼稚園条例等の一部を改正する条例
 草津市立幼稚園条例の一部改正（第1条関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例																																
<p>2 (略) (開設の時期) 第11条 幼稚園の開設の時期は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">園名</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">開設時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>山田幼稚園</td> <td>昭和34年4月1日</td> </tr> <tr> <td>老上幼稚園</td> <td>昭和44年4月1日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>笠縫東こども園</td> <td>平成10年4月1日</td> </tr> <tr> <td>矢倉幼稚園</td> <td>平成15年4月1日</td> </tr> </tbody> </table> <p>第12条 (略)</p>	園名	開設時期	(略)	(略)	山田幼稚園	昭和34年4月1日	老上幼稚園	昭和44年4月1日	(略)	(略)	笠縫東こども園	平成10年4月1日	矢倉幼稚園	平成15年4月1日	<p>2 (略) (開設の時期) 第11条 幼稚園の開設の時期は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">園名</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">開設時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>山田幼稚園</td> <td>昭和34年4月1日</td> </tr> <tr> <td>中央幼稚園</td> <td>昭和42年4月1日</td> </tr> <tr> <td>老上幼稚園</td> <td>昭和44年4月1日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>笠縫東こども園</td> <td>平成10年4月1日</td> </tr> <tr> <td>大路幼稚園</td> <td>平成15年4月1日</td> </tr> <tr> <td>矢倉幼稚園</td> <td>平成15年4月1日</td> </tr> </tbody> </table> <p>第12条 (略)</p>	園名	開設時期	(略)	(略)	山田幼稚園	昭和34年4月1日	中央幼稚園	昭和42年4月1日	老上幼稚園	昭和44年4月1日	(略)	(略)	笠縫東こども園	平成10年4月1日	大路幼稚園	平成15年4月1日	矢倉幼稚園	平成15年4月1日
園名	開設時期																																
(略)	(略)																																
山田幼稚園	昭和34年4月1日																																
老上幼稚園	昭和44年4月1日																																
(略)	(略)																																
笠縫東こども園	平成10年4月1日																																
矢倉幼稚園	平成15年4月1日																																
園名	開設時期																																
(略)	(略)																																
山田幼稚園	昭和34年4月1日																																
中央幼稚園	昭和42年4月1日																																
老上幼稚園	昭和44年4月1日																																
(略)	(略)																																
笠縫東こども園	平成10年4月1日																																
大路幼稚園	平成15年4月1日																																
矢倉幼稚園	平成15年4月1日																																

草津市立幼稚園条例等の一部を改正する条例
草津市保育所設置条例の一部改正（第3条関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例																														
<p>第1条～第7条 (略) 別表 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">名称</th> <th style="width: 33%;">位置</th> <th style="width: 34%;">定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>草津市立草津第二保育所</td> <td>草津市草津町1350番地</td> <td>150人</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>草津市立第四保育所</td> <td>草津市芦浦町310番地1</td> <td>60人</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	定員	草津市立草津第二保育所	草津市草津町1350番地	150人	(略)	(略)	(略)	草津市立第四保育所	草津市芦浦町310番地1	60人	<p>第1条～第7条 (略) 別表 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">名称</th> <th style="width: 33%;">位置</th> <th style="width: 34%;">定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>草津市立草津保育所</td> <td>草津市草津三丁目13番10号</td> <td>90人</td> </tr> <tr> <td>草津市立草津第二保育所</td> <td>草津市草津町1350番地</td> <td>150人</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>草津市立第四保育所</td> <td>草津市芦浦町310番地1</td> <td>60人</td> </tr> <tr> <td>草津市立第六保育所</td> <td>草津市大路二丁目11番35号</td> <td>90人</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	定員	草津市立草津保育所	草津市草津三丁目13番10号	90人	草津市立草津第二保育所	草津市草津町1350番地	150人	(略)	(略)	(略)	草津市立第四保育所	草津市芦浦町310番地1	60人	草津市立第六保育所	草津市大路二丁目11番35号	90人
名称	位置	定員																													
草津市立草津第二保育所	草津市草津町1350番地	150人																													
(略)	(略)	(略)																													
草津市立第四保育所	草津市芦浦町310番地1	60人																													
名称	位置	定員																													
草津市立草津保育所	草津市草津三丁目13番10号	90人																													
草津市立草津第二保育所	草津市草津町1350番地	150人																													
(略)	(略)	(略)																													
草津市立第四保育所	草津市芦浦町310番地1	60人																													
草津市立第六保育所	草津市大路二丁目11番35号	90人																													

議第35号

草津市立幼稚園規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

平成29年8月24日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市立幼稚園規則の一部を改正する規則

新旧対照表

新 規 則 (案)	旧 規 則																												
<p>第1条 (略)</p> <p>(定数)</p> <p>第2条 幼稚園の園児の定数は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="100 368 936 498"> <thead> <tr> <th>園名</th> <th>学年</th> <th>定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条 (略)</p> <p>(教育課程)</p> <p>第4条 幼稚園の教育課程は、幼稚園教育要領（<u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。</u>以下「教育要領」という。以下「教育要領」という。）に基づき、園長が編成する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第5条～第8条 (略)</p> <p>(園長の専決)</p> <p>第8条の2 園長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p>	園名	学年	定数	(略)	(略)	(略)	<p>第1条 (略)</p> <p>(定数)</p> <p>第2条 幼稚園の園児の定数は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1075 360 1926 874"> <thead> <tr> <th>園名</th> <th>学年</th> <th>定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中央幼稚園</td> <td>4歳児</td> <td>30人</td> </tr> <tr> <td>5歳児</td> <td>35人</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大路幼稚園</td> <td>4歳児</td> <td>30人</td> </tr> <tr> <td>5歳児</td> <td>35人</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条 (略)</p> <p>(教育課程)</p> <p>第4条 幼稚園の教育課程は、幼稚園教育要領（平成20年文部科学省告示第26号。以下「教育要領」という。）に基づき、園長が編成する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第5条～第8条 (略)</p> <p>(幼稚園長の専決)</p> <p>第8条の2 幼稚園長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p>	園名	学年	定数	(略)	(略)	(略)	中央幼稚園	4歳児	30人	5歳児	35人	(略)	(略)	(略)	大路幼稚園	4歳児	30人	5歳児	35人	(略)	(略)	(略)
園名	学年	定数																											
(略)	(略)	(略)																											
園名	学年	定数																											
(略)	(略)	(略)																											
中央幼稚園	4歳児	30人																											
	5歳児	35人																											
(略)	(略)	(略)																											
大路幼稚園	4歳児	30人																											
	5歳児	35人																											
(略)	(略)	(略)																											

議第36号

草津市立図書館管理規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

平成29年8月24日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市立図書館管理規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新 規 則 (案)	旧 規 則
<p>第1条～第16条 (略)</p> <p>(団体貸出の手続)</p> <p>第17条 館長は、次の各号のいずれかに該当する団体（以下「<u>団体等</u>」という。）で図書館資料の貸出登録を受けたものに対し、団体貸出券を交付するものとする。ただし、館長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>市内の学校その他の教育機関</u></p> <p>(2) <u>市内で活動する社会教育関係団体</u></p> <p>(3) <u>市内の児童福祉施設</u></p> <p>(4) <u>市内で活動する社会福祉団体</u></p> <p>(5) <u>市内で活動する地域団体</u></p> <p>(6) <u>市内の行政機関</u></p> <p>(7) <u>市内に事務所または事業所を置く営利法人（図書館資料を営利事業の手段としないものに限る。）</u></p> <p>(8) <u>その他館長が必要と認める団体</u></p> <p>2 前項の登録を受けようとするときは、館長に申請しなければならない。</p> <p>3 <u>団体貸出券を所持する団体等</u>は、図書館資料を借り受けることができる。</p>	<p>第1条～第16条 (略)</p> <p>(団体貸出の手続)</p> <p>第17条 館長は、<u>市内の事業所、機関その他の団体</u>（以下「<u>団体</u>」という。）で図書館資料の貸出登録を受けたものに対し、団体貸出券を交付するものとする。ただし、館長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の登録を受けようとするときは、館長に申請しなければならない。</p> <p>3 <u>団体貸出券を所持する団体</u>は、図書館資料を借り受けることができる。</p>

議第37号

草津市図書館協議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成29年8月24日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市図書館設置条例(抄)

(図書館協議会)

第3条 草津市立図書館に法第14条第1項に規定する図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会は、委員10人以内をもつて組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、または任命する。
 - (1) 学校教育の関係者
 - (2) 社会教育の関係者
 - (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
 - (4) 学識経験のある者
- 4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることを妨げない。
- 5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織および運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

平成29年8月24日

教育委員会定例会報告書

草津市教育委員会

報告事項

寄付受け入れ報告について